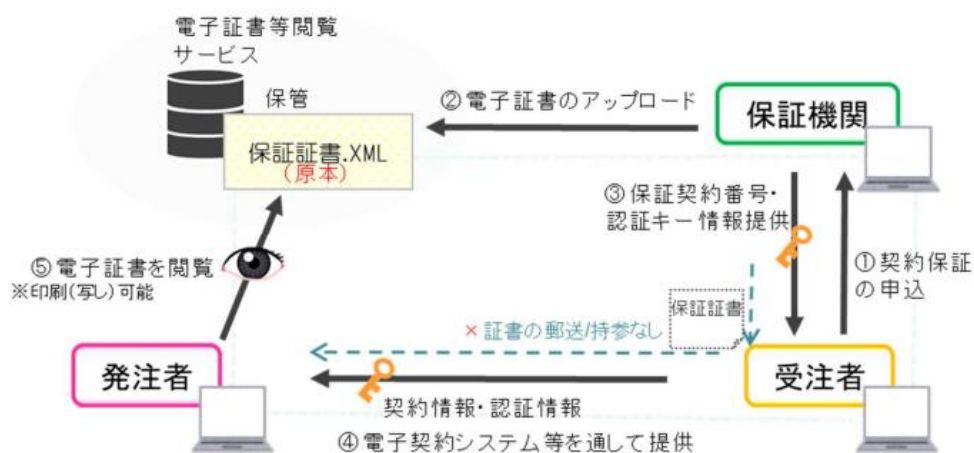


工事及び建設コンサルタント業務等における
保証証書等（契約の保証・前払金保証）の電子化導入について

日本下水道事業団では、工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証・前払金保証の保証証書等につきまして、本年5月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）での提出を可能といたします。

提出方法等につきましては、下記をご覧ください。なお、現時点で電子証書等の発行をしている保証機関は、保証事業会社（北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社）及び保険会社となります。

電子証書等の提出方法（概要）



【保証事業会社が発行する電子証書の場合】

※保険会社については、上記と同等のスキームへの対応準備が整うまでの間、PDF方式で発行された保険証券・保証証券を電子メールで提出する方法となります。

(令和4年4月28日 国土交通省大臣官房会計課

「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における保証証書等の電子化について（契約の保証・前払金保証）」より）

○適用開始日について

令和6年5月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書等の提出を可能といたします。

(令和6年5月1日以降に新たに公告又は見積依頼をする契約であって、前払金保証の保証証書については、事業年度が令和6年度以降の案件が対象)。

※なお引き続き、紙媒体での保証証書等による提出も可能です。

【本件に関する連絡先】

○制度全般に関すること

・経営企画部 経営企画課 電話（代表）：03-6361-7811

○個別の契約における具体的な取扱いに関すること

・関東・北陸総合事務所 契約課 電話（代表）：03-3818-1212

・近畿総合事務所 契約課 電話（代表）：06-4977-2501

※電子証書等の発行申込、提出方法等については、各保証事業会社又は保険会社にお問合せください。